

評議員会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人里山里海未来財団(以下「本法人」という。)の評議員会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 評議員会は、すべての評議員によって構成する。

2 理事及び監事は、必要があると認めるときは評議員会に出席し、意見を述べるものとする。

第2章 評議員会の招集

(評議員会の開催)

第3条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要があるときは、いつでも開催することができる。

(招集)

第4条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 評議員は代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第5条 代表理事は、評議員会の日々の7日前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

第3章 評議員会の議事

(議長)

第6条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(評議員会の運営)

第7条 評議員会は、在任する評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

3 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

(評議員会の決議事項)

第8条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任

(2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書及び財産目録の承認

(3) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準に関する規程の制定、変更及び廃止

(4) 定款の変更

(5) 合併および事業の全部又は一部の譲渡

(6) 残余財産の帰属の決定

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(決議)

第9条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1)監事の解任

(2)定款の変更

(3)基本財産の処分又は除外の承認

(4)その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が本法人の定款第14条及び第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(報告の省略)

第10条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(関係者の出席)

第11条 評議員会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を得て、その意見を求めることができる。

(議事録)

第12条 評議員会の議事については、法令及び別表で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその評議員会において選任された議事録署名人2名が、記名又は電子署名する。ただし、前条の場合及び評議員会の決議の省略があった場合は、法令で定めるところによる。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かななければならない。

(議事録の配布)

第13条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 事務局

(事務局)

第16条 評議員会の事務局には、専務理事が当たる。

第5章 雑則

(改廃)

第17条 この規則の改廃は、評議員会の決議による。

附則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

別表

議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事、又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法)
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称
- 6 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

以上